

東三河地域森林計画変更計画書

(東三河森林計画区)

新城設楽農林水産事務所管内
東三河農林水産事務所管内

計画期間 自 2023年4月 1日
至 2033年3月31日

(2023年 6月27日 変更)

(2023年12月25日 変更)

(2024年12月26日 変更)

愛 知 県

目 次

ページ数

東三河森林計画区的位置図

変更の理由及び内容

I 計画の大綱

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 森林計画区の概況 | 1 |
| 2 | 前計画の実行結果の概要及びその評価 | 3 |
| 3 | 計画樹立に当たっての基本的な考え方 | |

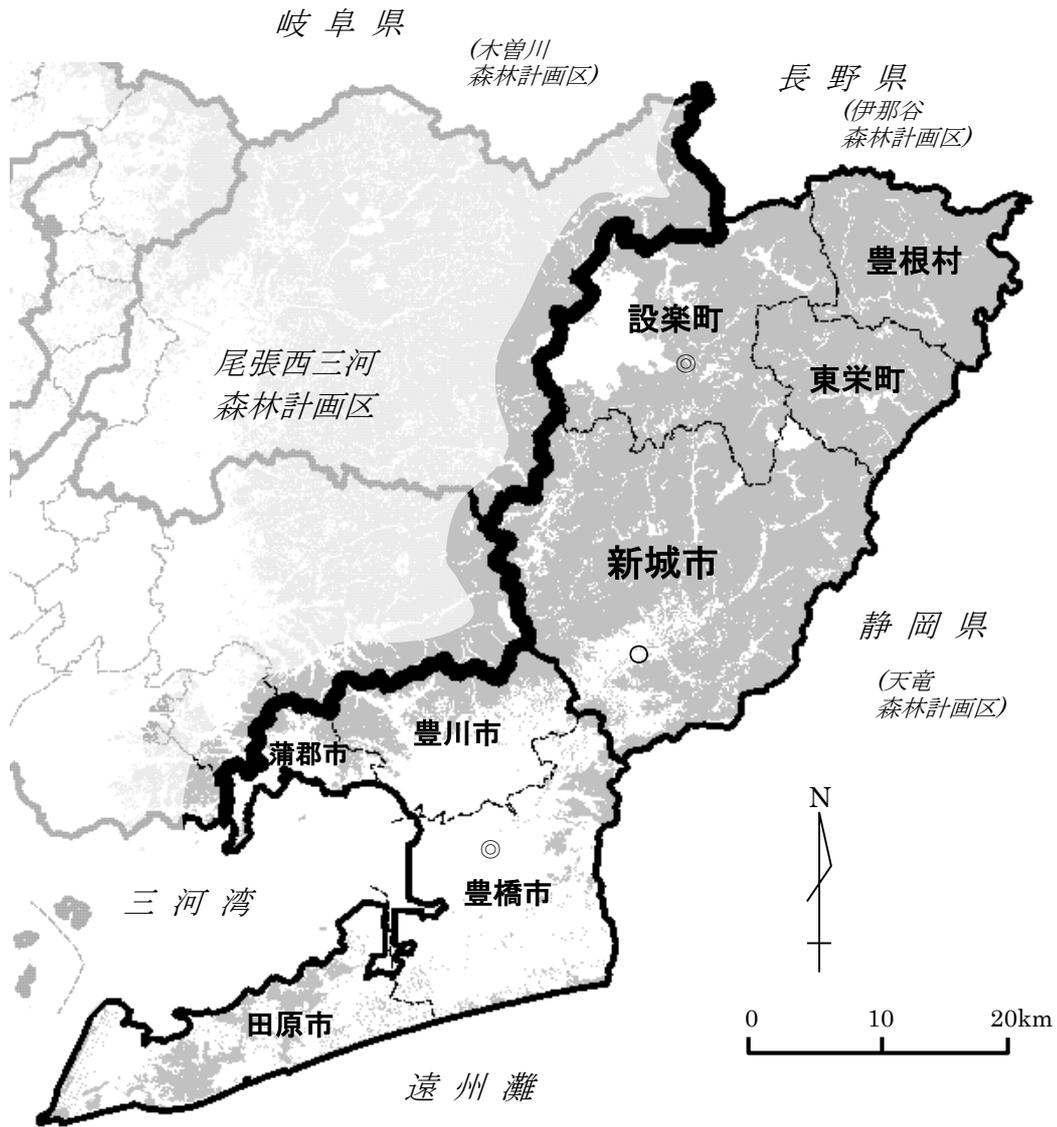
II 計画事項

- | | | |
|-----------|--|-----------|
| 第1 | 計画の対象とする森林の区域 | 6 |
| 第2 | 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 | 7 |
| 1 | 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 | |
| (1) | 森林の整備及び保全の目標 | |
| (2) | 森林の整備及び保全の基本方針 | |
| (3) | 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 | 10 |
| 2 | その他必要な事項 | |
| 第3 | 森林の整備に関する事項 | 12 |
| 1 | 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） | |
| (1) | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 | |
| (2) | 立木の標準伐期齢に関する指針 | 13 |
| (3) | その他必要な事項 | |
| 2 | 造林に関する事項 | |
| (1) | 人工造林に関する指針 | |
| (2) | 天然更新に関する指針 | 15 |
| (3) | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 | 16 |
| (4) | その他必要な事項 | |
| 3 | 間伐及び保育に関する事項 | 17 |
| (1) | 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 | |
| (2) | 保育の標準的な方法に関する指針 | |
| (3) | その他必要な事項 | 18 |
| 4 | 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 | |
| (1) | 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 | |
| (2) | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 | 20 |
| (3) | その他必要な事項 | 21 |

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	2 2
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5)	林産物の搬出方法等	
(6)	その他必要な事項	2 3
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2)	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2 4
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6)	その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	2 5
1	森林の土地の保全に関する事項	
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4)	その他必要な事項	2 6
2	保安施設に関する事項	
(1)	保安林の整備に関する方針	
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	
(3)	治山事業の実施に関する方針	
(4)	特定保安林の整備に関する事項	
(5)	その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	2 7
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2)	その他必要な事項	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	2 8
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	

(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	29
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計測量等	30
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
2 間伐面積	
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	
4 林道の開設及び拡張に関する計画	
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	31
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	
第7 その他必要な事項	31
1 保安林その他制限林の施業方法	
2 その他必要な事項	
別表	32
別表1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
別表2 間伐面積	
別表3 人工造林及び天然更新別の造林面積	
別表4 林道の開設及び拡張に関する計画	33
別表5 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	44
別表6 実施すべき治山事業の数量	45
別表7 保安林その他制限林の施業方法	46
別表8 持続的伐採可能量	53

東三河森林計画区の位置図



凡 例	
——	計画区界
- · -	市町村界
——	地区界
◎	農林水産事務所
○	新城森林総合センター



注：ゴシック表記の市町村は、地域森林計画対象森林を有する市町村

変更の理由及び内容

東三河地域森林計画は、2022年12月28日に樹立し、2023年6月27日、2023年12月25日に変更したところであるが、森林の現況調査の結果等から、次の事項について見直しを行った。

なお、この変更計画書は、2025年4月1日より効力を生ずる。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

本年度に実施した森林の現況調査等の結果、新たに本計画の対象とすべき森林及び工場用地、太陽光発電施設等の実施により対象から除外すべき箇所があったため、次のとおり変更する。なお、区域は森林計画図に示す。

対象森林の区域の拡大	+0.40ha
対象森林の区域の縮小	△10.55ha

参考 森林より森林以外への土地の異動状況

区 分		東三河森林計画区		
		件数	縮小面積 (ha)	
異 動 後 の 区 分	宅地等	宅地	0	0.00
		学校・公園・病院・福祉施設等	0	0.00
		道路敷	1	0.12
		工場用地	1	0.63
		太陽光発電施設	9	5.46
		小 計	11	6.21
	農用地	田	0	0.00
		畑	1	0.53
		樹園地	0	0.00
		採草放牧地	0	0.00
		小 計	1	0.53
	レジャー 施設用地	ゴルフ場	0	0.00
		スキー場等	0	0.00
		別荘用地等	1	0.39
		小 計	1	0.39
	採石採土地		0	0.00
	ダム敷		0	0.00
	その他		10	3.42
	合 計		23	10.55

第6 計画量等

地域の要望等に基づき、林道計画を見直したため、次のとおり変更する。

4 林道の開設及び拡張に関する計画（別表4）

(3) 拡張（改良）自動車道

単位 面積：ha

市町村名	区分	路線名	箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考	変更事項
設楽町		笹頭山	8	93	○	法面保全ほか	実施時期の変更
東栄町		滝端	6	98	○	路肩改良ほか	箇所数の変更
		戸沢	1	42	○	路肩改良	新規計画
豊根村		手澤	30	670	○	法面保全	実施時期の変更
		樽下	1	84	○	排水施設改良	新規計画
新城市		松峯	5	53	○	排水施設ほか	箇所数の変更
		高土	5	101	○	法面保全ほか	新規計画
		大峰	5	77	○	排水施設ほか	新規計画

(4) 拡張（舗装）自動車道

単位 延長：km，面積：ha

市町村名	区分	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考	変更事項
新城市		山の田	2.3	99	○		新規計画

その他の計画事項は、従前の計画書のとおり。

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 自然的、社会経済的背景

ア 位置

東三河森林計画区（以下「当計画区」という。）は、愛知県の東部に位置する豊橋市始め5市2町1村の区域からなる。

また、全国森林計画においては木曾川広域流域に属し、西側は本県の「尾張西三河森林計画区」に、北側は長野県の「伊那谷森林計画区」に、東側は静岡県「天竜森林計画区」に接し、南西側は三河湾、南側は遠州灘に面している。

東西方向約75km・南北方向約80kmで、北東端（豊根村）から、南西端（田原市）にかけては、概ね100kmに及ぶ。

イ 自然条件

地形は、北部～北西部に広がる起伏の少ない三河高原と、東部に連なる急峻な弓張山系に挟まれた地形を基盤に形成されている。南部の豊橋平野は、東西両山地の間に形成された三角州、扇状地の平地が広がっており、南西部には三河湾をいだいてほぼ東西方向に渥美半島がのびている。

地質は、南部に中央構造線が東西に走り、三河高原の東側には設楽火山群があるため、複雑な地質構造を呈している。なお、北部の山地には花崗岩類と領家変成岩類が、中央部の鳳来寺山周辺は設楽火山岩類等が、南部の中央構造線にある豊川を境に外帯を三波川変成岩類、内帯を領家変成岩類が分布している。平野部の大部分は沖積層となっており、渥美半島部には洪積層等が分布している。

土壌は、北部の山地に褐色森林土が広く分布し、平野部に接する丘陵地は黄色系褐色森林土が分布している。平野部は黒色土、グライ等が混在し、渥美半島には黄色土と未熟土が分布している。

気候は、一般的に温暖で夏期多雨である。山間部では冬期の冷え込みが厳しい地域もあるが、降雪量は比較的少ない。年間降水量は1,798mm～2,307mm、年平均気温は15.5℃～16.6℃となっている。

ウ 土地利用の現況

区域面積は、172千haで県土面積の33%に当たる。そのうち森林は109千ha、農地は22千ha、その他は41千haでそれぞれ63%、13%、24%を占めている。なお、北設楽郡3町村及び新城市では、森林の割合が高く80%を超えている。

エ 人口、就業者の動向

人口は、744千人で県総人口の10%を占める。特に東三河地域は、692千人で93%を占め、そのうち370千人は豊橋市が有する。過去5年間の増減は12千人減で、特に北部山間部の北設楽郡の人口減少が極めて高く、過疎化の進行が懸念されている。

産業別就業者数は、第1次産業が30千人、第2次産業が146千人、第3次産業が233千人で、それぞれ7%、36%、57%の就業構造となっている。過去5年

間の増減は、第1次産業は0.3千人(1%)減、第2次産業は10千人(8%)増、第3次産業は21千人(10%)増で林業は、311人から279人と10%減少した。

オ 産業の動向

産業別生産額は、第1次産業が730億円、第2次産業が1兆7,224億円、第3次産業が1兆6,367億円で、それぞれ2%、50%、48%となっている。過去5年間の増減は、第1次産業は15億円(2%)増、第2次産業は783億円(5%)増、第3次産業は890億円(6%)増となっている。なお、林業は、6億4千万円から12億1千万円と増加(91%)している。

カ 交通網

鉄道網は、豊橋市を中心にJR東海道新幹線、東海道本線、飯田線が動脈となっている。道路網では、主要都市を結ぶ東名高速道路、新東名高速道路及び国県道が地域の経済活動の基盤として整備されている。また、三遠南信自動車道の整備が進められており、県内整備区間は2025年度から供用開始となる見込みである。

(2) 森林の現況

森林面積は、109千haで本県の森林面積の50%を占めている。このうち民有林が101千ha(93%)、国有林が8千ha(7%)となっており、民有林の割合が極めて高い。

林種別では、人工林が77千ha、天然林が23千ha、その他1千haとなっている。また、人工林の樹種別の割合は、スギ47%、ヒノキ42%、マツ類その他が11%である。人工林の蓄積量は、25,968千m³で、ha当たりの蓄積量は339m³となっている。

スギ・ヒノキ人工林資源の齢級構成は、標準伐期齢をスギ40年、ヒノキ45年とすると、標準伐期齢以下が8千ha(11%)、標準伐期齢以上が61千ha(89%)であるが、現状のままでは今後10年間で標準伐期齢以下が3千ha(4%)、標準伐期齢以上が66千ha(96%)になるなど、年々高齢級の人工林が増加していくことが見込まれる。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5ヶ年分（2018～2022年度）の実行結果（2022年度は見込み量を算入）の概要及びその評価は次のとおりである。

間伐立木材積その他の伐採立木材積は、計画1,797千 m^3 に対し、実行は590千 m^3 となり、実行歩合は33%となった。このうち、間伐については、548千 m^3 であり、実行歩合は50%となった。また、間伐面積は、計画12,000haに対し、実行は7,317haとなり、実行歩合は61%となった。間伐は、施策的に実行されており、近年、特に道路沿いの間伐を重点的に行ってきた結果、一定の実行歩合となったが、主伐は、木材価格の低迷から長伐期施業への指向が強いほか、再造林経費が賄えない事情もあり、実行量が少なかったものと考えられる。

人工造林は、計画1,634haに対し、実行67haとなり、実行歩合は4%と低迷した。一方、天然更新は、計画115haに対し、実行103haとなり、実行歩合は89%と高かった。

なお、天然更新には、一時的な転用地の跡地に関して実施されたものの他、人工林伐採跡地も含まれている。天然更新の計画にあたっては更新の可能性を十分に検討するとともに、更新の完了を適切に判断し、確実な更新を推進することが重要である。

林道の開設は、計画114.8kmに対し、実行12.7kmで、実行歩合は11%となった。改良は、計画606箇所で行行が141箇所、舗装は、計画80.6kmで行行が32.2kmとなり、実行歩合はそれぞれ23%、40%であった。基幹的な路網整備は、公共事業予算の縮減の影響が大きいですが、施業実施のための作業道等の開設が進められている。

保安林の整備は、指定計画1,580haに対し、実行は822haとなり、実行歩合は52%となった。治山事業の数量は、計画113施工地区に対し、101施工地区となり、実行歩合は89%となった。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、水源の涵（かん）養、山地災害の防止、木材の供給等の機能の発揮を通じて、県民生活と深く結びついている。また、生物多様性の保全に寄与し、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止に貢献することも重要である。さらに、余暇時間の増大に伴い、レクリエーションや自然体験、森林環境教育など、保健・文化・教育的な役割について県民の要請は一層高まっている。

このような県民の期待に応えるためには、森林の有する多面的機能が持続的に維持・発揮されることが必要であり、森林の適切な保全と整備を推進していくことが重要である。

森林資源について、人工林の保育対象齢級が大きく減少する一方、高齢級が増加している。このため、木材資源としての活用が可能な高齢級林分については、主伐を実施し、その伐採跡地には花粉発生源対策を踏まえた再造林を推進することにより、持続的に森林の循環利用が可能な林分構成に改善していくことが必要である。

木材利用は、2021年の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の改正や、2022年の「愛知県木材利用促進条例」の施行と、それに基づく「木材利用の促進に関する基本計画」の内容を踏まえ、公共建築物だけでなく民間建築物等への県産木材の利用を推進している。なお、人工林資源の蓄積や木材需要の高まりから、2018年に県内で最大規模の製材工場が本格稼働した他、エネルギー供給源の多様化に対する社会的要請から、バイオマス発電施設の稼働も始まっている。

木材生産においては、森林組合等林業経営体において高性能林業機械の導入が進み、機械操作への習熟及び最適な作業システムの構築に取り組みられた結果、一定の低コスト林業が実現した。一方、これまでは、間伐が主であったため、今後は、主伐の推進のために集材技術の向上も課題となる。また、伐採後の植栽の推進のため、伐採、植栽、獣害対策を一貫して行う取組やコンテナ苗の活用など、低コストな林業技術の開発と普及が重要である。さらに適正な伐採、植栽が実行されるよう、森林経営計画の作成を進め、森林総合監理士等による支援を継続して実施していく必要がある。

また、主伐後の伐採跡地は、森林資源の持続的な循環利用のため、適確に更新していくことが重要である。更新においては、人工林伐採跡地には原則として人工造林を実施すべきであるが、自然条件や社会的経済的状况から天然更新が選択される場合は、更新樹種が十分に発生・成長し、目標とする森林が成立すると見込まれる状態であることを確認することが必要となる。また、人工造林においては、ニホンジカ等の生息密度が増加していることから、防護柵等の獣害防止施設の設置が不可欠となっており、低コストな造林技術の開発と普及が重要である。

なお、森林の有する公益的機能の恩恵はすべての県民が享受しており、森林が県民の公共的財産であるという理解のもと、林業生産活動では整備が困難な森林については、社会全体が一体となって森林の整備等に取り組むことが必要である。

以上の考え方のもと、本計画の樹立に係る基本方針は次のとおりとする。

- (1) 森林の有する多面的機能が十分発揮されるよう、人工林については、適切な保育・間伐を実施することとするが、特に、市町村森林整備計画において定められるゾーニング等も考慮して主伐を推進することとする。また、主伐の機会に合わせ、再造林による若返りを図るとともに長伐期施業及び複層林施業等の導入、広葉樹林化、針広混交林への誘導を図ることとする。天然林については、適確な保全・管理を実施することとする。多様な森林づくりを推進し、健全な状態に育成し循環させるという質的充実を基軸とした森林資源の整備の推進を図る。

特に、林業活動では整備が困難で、手入れが遅れている人工林は、2009年度から実施している「あいち森と緑づくり事業」の活用により、通常よりも強度な間伐を行い、自然植生の導入を図って針広混交林等へ誘導し、公益的機能が十分に発揮される状態に整備していく。

- (2) 自然とのふれあいの場、野外教育や環境教育の場、健康づくりの場、NPOやボランティア等が森林づくりに参加する場、都市・山村交流の場など森林の保健・文化・教育的利用に対応した県民参加の森林の整備を推進する。

特に、都市や集落に近い手入れ不足の里山林においては、公益的機能が総合的に発揮されるよう、必要に応じ「あいち森と緑づくり事業」等を活用しながら、森林所有者や地域住民等の幅広い人々が連携し、整備することを推進する。

- (3) 森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等、生産、流通及び加工段階における条件整備を「食と緑の基本計画」等に基づき地域一体となって積極的に取り組む。

具体的には、県産木材の利用拡大と併せて、林業労働力の確保・育成、施業の集約化、林道等の基盤整備、ICTの導入促進等に取り組み、循環型林業を推進する。

これに加え、川中の木材需要に川上が的確に応え、計画的・安定的な「マーケットイン」による木材のサプライチェーンを構築する必要がある。

このため、航空レーザ計測等のリモートセンシング技術により取得した詳細な森林資源情報や地形情報を活用し、そのデータに基づく計画的・安定的な木材生産、木材生産に資する効率的な路網整備を進めるほか、木材生産コスト削減に資する林業現場のICT化等を推進する。

更には、林業労働力が減少傾向にある中、ICTを活用することで作業の効率化を図るだけでなく、林業自体が魅力ある産業となることを目指す。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

東三河地域森林計画（以下、本計画という。）の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する民有林とする。森林計画図は、愛知県農林基盤局林務部林務課及び農業水産局関係農林水産事務所において所管地域分を縦覧に供する。

また、本計画の対象とする民有林（次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、次の(1)、(2)及び(3)の事項の対象となるものである。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

なお、市町村別の面積は次のとおりである。

単位 面積：ha

区域		2024年度	備考
設楽地区	設楽町	19,192.78	地区計 44,850.61
	東栄町	11,207.14	
	豊根村	14,450.69	
新城地区	新城市	40,563.47	
東三河地区	豊橋市	3,046.83	地区計 15,733.15
	豊川市	5,676.01	
	蒲郡市	1,713.40	
	田原市	5,296.91	
計画区計		101,147.23	

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の主な機能を、水源涵（かん）養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

ア 水源涵（かん）養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資

源の循環利用と合わせ、花粉発生源対策を加速化し、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林 GIS の効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する水源涵（かん）養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次表のとおり定める。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵（かん）養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵（かん）養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>

保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林の育成方法及び階層構造の違い等により区分した育成単層林、育成複層林、天然生林別の、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態は次のとおりである。

単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	76,411	73,481
	育成複層林	191	2,895
	天然生林	23,340	23,465
森林蓄積		296	314

注1：育成単層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為（※）により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

（※：人為とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。）

注2：育成複層林は、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、林齢や樹種の違いにより複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

注3：天然生林は、自然に散布された種子が発芽・生育すること（天然力）を主として活用することにより成立させ維持される森林（未立木地、竹林を含む）。例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

2 その他必要な事項

森林資源の質的充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に森林を利用していくため、望ましい森林の姿への誘導の考え方については次のとおりとする。

その際、特に、森林管理を担う山村において、人口減少や高齢化が進んでいること等を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜等自然条件に加え、車道等や集落から森林までの距離といった社会的条件を勘案しつつ、より効率的かつ効果的に森林の整備及び保全を進めていくこととする。また、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう配慮することとする。

ア 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、林地生産力が比較的高く、かつ傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、短伐期や長伐期など多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図ることとし、水源涵（かん）養機能又は山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、自然条件等に応じて皆伐面積の縮小・分散や、間伐の繰り返しによる伐期の長期化、植栽による

確実な更新を図る。

また、急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、水源涵（かん）養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、自然条件等に応じ、帯状又は群状の伐採と植栽による確実な更新により、効率的に育成複層林に誘導する。林地生産力が低く公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、自然条件等に応じて択伐や帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は自然条件等に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

イ 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

ウ 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえた集材方法に留意することとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 主伐の方法

皆伐(主伐のうち択伐以外のもの)は、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮することとする。

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

イ 主伐の時期

木材生産機能を重視する場合については、標準的な施業体系を次のとおりとする。その他の場合は、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の維持・発揮に配慮し、伐期の長期化等を図ることとする。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の 目安(年)
	生産目標	期待径級(cm)	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作, 梁, 桁, 板材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのこ原木	10	20

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められる。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

樹種ごとに、この地域において平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
標準伐期齢	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、スギ、ヒノキ、マツ類の他、有用広葉樹や郷土樹種等も考慮して、気候、地形、土壌等の自然条件等に適した樹種を選定することとする。また、土壌条件等によっては、肥料木などの導入も配慮する。品種は、系統の明らかなものの中から、既往実績等を勘案して選定する。また、地域の要望を考慮し、成長の早いエリートツリーや少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の選定に努めるとともに、それらの苗木の生産量の増加に努める。

森林土壌と造林樹種の関係は、概ね下表のとおりである。

	土 壌 型	樹 種	主な植生
B _A	乾性褐色森林土（傾斜地型）	マツ類	ツツジ類、コシダ
B _B	乾性褐色森林土（緩斜地型）	マツ類、ヒノキ	シシガシラ、ハギ類
B _C	弱乾性褐色森林土	マツ類（A層浅） ヒノキ（A層深）	アセビ

B _D	適潤性褐色森林土 やや乾性B _D (d) 残積土(定積土) 崩積土	ヒノキ ヒノキ スギ	シシガシラ コアジサイ ムラサキシキブ
B _E	弱湿性褐色森林土	スギ	アオキ タマアジサイ フユイチゴ
B _F	湿性褐色森林土	スギ	ヤマアジサイ リョウメンシダ サワグルミ

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種選択の規範として定められる。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

- (ア) 標準的な植栽本数は、育成単層林とする場合は次のとおりとする。なお、育成複層林とする場合は、概ね複層林導入時の伐採率(樹冠占有面積又は材積による率)を乗じて得た本数とする。

樹種	仕立て方法	本数(本/ha)
スギ	密仕立て	5,000
	中仕立て	3,500
	疎仕立て	2,500
ヒノキ	密仕立て	5,000
	中仕立て	3,500
	疎仕立て	2,500
マツ類	密仕立て	4,500
	中仕立て	3,000
広葉樹	密仕立て	4,500
	中仕立て	3,000

- (イ) 地拵は、植栽の支障となる樹木及び下草を伐倒又は刈り払いを行うこととする。また、伐倒木及び枝条等が林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。
- (ウ) 植栽は、自然条件及び既往の造林方法を勘案するとともに、春または秋に植え付けることを標準とするが、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を検討するものとする。

- (エ) 低コスト造林として、1,000~2,000本/haの疎植を行う場合は、チューブや筒状ネット、防護柵等による獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を行うものとする。

- (オ) ニホンジカ等による食害等が確認された場合、又は生息密度が高く被害のおそれがある場合は、必要に応じて追加の獣害対策を講じるものとする。

なお、人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、皆伐により伐採した年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐（択伐率が4/10を超えないものに限る。）により伐採した場合には5年以内に行うものとする。

また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林においても同様とする。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象とする樹種は、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、更新木として主林木となることが期待される樹種とする。

なお、更新木とは将来その林分において高木となる樹種で、針葉樹及びカシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ類等の広葉樹である。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められる。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 天然更新における期待成立本数については、以下のとおり定める。

樹高	胸高直径	ヘクタール当たり本数
30cm以上 1.3m未満		10,000
1.3m以上	4cm未満	6,700
	4～5cm	6,000
	5～6cm	5,200
	6cm以上	4,400

(イ) 天然更新すべき立木の本数については、以下に示す天然更新完了基準によるものとする。

天然更新完了基準	(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5メートル以上の稚樹、幼樹、若齢木、萌芽枝等とする。 (2) 更新が完了した状態は、(ア)で示す生育しうる期待成立本数に3/10を乗じた本数が確保されているものとする。 (3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。
----------	---

- (ウ) 天然下種更新による場合は、必要に応じて地表処理、刈出し、植込等の天然更新補助作業を行うものとする。
- a 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、掻き起こし・枝条整理等を行う。
 - b 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について行う。
 - c 植込は、天然下種更新の不十分な箇所に行う。
- (エ) ぼう芽更新による場合は、目的樹種のぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、苗木の植込を行うこととする。
- (オ) 天然更新の完了を確認する方法は、下記のとおりとする。
- a 伐採後概ね5年を経過した時点で更新調査を実施し、イの(イ)に定める天然更新完了基準を満たしている場合に完了したものとする。
 - b 更新調査の方法は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定する。1調査区の大きさは、2m×10mの帯状とし、その中に2m×2mの5プロットを設定する。ただし、対象地の更新樹種の発生状況がほぼ均一と判断される場合には調査区を適宜減ずることができる。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められる。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新は、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、イの(イ)に定める天然更新完了基準を満たしている場合に完了したものとする。この期間に天然更新が完了していない場合、その後2年以内に、植栽により更新を完了するものとする。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められる。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などによる被害の発生状況、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等の観点から、天然更新が期待できない森林については、早急な更新を図るために、植栽によるものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準等は、市町村森林整備計画において定められる。

(4) その他必要な事項

松くい虫被害森林については、早期に人工造林による復旧を図るものとするが、天然更新の活用も図る。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

ア 育成単層林

林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行う。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図る。

(ア) 間伐の基準

樹種、地位及び生産目標等により異なるが、現在の立木密度、林齢及び成長の度合等を考慮し、伐採後おおむね5年で樹冠疎密度が10分の8以上に回復するように定めるものとする。

標準的には概ね下表のとおりとする。

樹種	間伐率 (材積)	実施時期	繰り返し 期 間	伐採までの 実施回数	最終間伐 の 期 間
スギ	12～35%	標準伐期齢未満	5～15年	2～4回	主伐予定 の10年以 前
		標準伐期齢以上	10～20年	適宜	
ヒノキ	10～35%	標準伐期齢未満	5～15年	2～5回	
		標準伐期齢以上	10～20年	適宜	

注) 間伐の開始時期は概ね4齢級とする。

(イ) 間伐を早急に実施する必要がある森林

間伐が遅れているために、成長が著しく阻害されている森林、並びに病虫害の発生、気象災害等の被害が現に発生しているか、又は発生するおそれのある森林とする。

イ 育成複層林

各層の生育状況等に応じて適期に間伐を行う。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められる。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

ア 育成単層林

区 分	主 な 樹 種	実施時期	実施回数	摘 要
下 刈	スギ・ヒノキ	6～7月 (～9月)	5～7回※	雑草木の繁茂が著しい場合は、2回刈を行う。
	マツ類		4～5回	
つる切	スギ・ヒノキ	6～7月	2～4回	つる類が繁茂する場合、下刈終了後、除伐までの期間に行う。
	マツ類		1～2回	
除 伐	スギ・ヒノキ マツ類	6～8月	1～2回	下刈終了後、間伐までの期間に行う。繰り返しは3～5年とする。
枝 打	スギ・ヒノキ	11～3月	2～4回	繰り返しは、3～5年とする。

※地形、傾斜、自然条件等により下刈り回数を5回未満にすることも可能。

イ 育成複層林

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、生育状況等に応じて、上層木の伐採及び枝打ちを行う。

ウ 天然生林

主として、天然力を活用して成林を期待する。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定められる。

(3) その他必要な事項

特になし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林の区域は、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考に、「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」（第2の1の(2)）に示す森林の有する機能のうち、水源涵（かん）養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林において設定するものとし、森林の整備及び保全の目標として定められた森林の機能と望ましい姿を踏まえつつ、以下の区域を、市町村森林整備計画において定めるものとする。

公益的機能別施業 森林の区域	水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ただし、生物多様性保全機能については、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障のないよう、施業方法を定めるものとする。

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法は、「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本的方針」（第2の1の（2））及び次表「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

この際、水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、伐期の間隔の拡大とともに、皆伐によるものについては、伐採面積の規模を縮小するものとする。

また、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとし、それ以外の公益的機能別施業森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うものとする。ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、公益的機能が発揮できる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。）を行った上で皆伐することも可能であり、この場合は伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を図るべき森林においては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進するものとする。

森林施業の方法の設定に当たっては、自然的、社会的、経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めなければならない。

伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

(i) 複層林施業を推進すべき森林

① 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林（山地災害防止機能／土壌保全機能）	次の条件のいずれかに該当する森林 (ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壌等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。
--	---

②生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)	次のいずれかに該当する森林 (ア)都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 (イ)市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 (ウ)気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
③自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)	次のいずれかに該当する森林 (ア)湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (イ)紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの。 (ウ)ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ)希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）

注：適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能及び風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進すべき森林

(ii) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 (水源涵(かん)養機能)	次のいずれかに該当する森林 (ア)地形について a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 (イ)気象について a 年平均又は季節的降水量の多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 (ウ)その他 大面積の伐採が行われがちな地域
--	--

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ設定するものとする。このうち、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、設定するものとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障のないよう、施業方法を定めるものとする。

イ 施業の方法に関する指針

森林施業の方法は、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域における人工林の伐採後は、原則として植栽による更新を行うものとする。

なお、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めるものとする。

(3) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、林内路網の根幹をなし、山村地域の道路網を補完する「林道」、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて間伐作業を始めとする森林施業の用に供する「林業専用道」、更に間伐を始めとする森林整備、木材の集材・搬出を行うために継続的に用いられる「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、循環型林業の推進に向けた主伐と植栽、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	389	803
うち林業専用道	2	6

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するため、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設するものとする。

また、林道の整備に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に

効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応への視点を踏まえて推進するものとする。

なお、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を次表のとおり定める。

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地(0～15°)	車両系作業システム	110m/ha以上
中傾斜地(15～30°)	車両系作業システム	85m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地(30～35°)	車両系作業システム	60〈50〉m/ha以上
	架線系作業システム	20〈15〉m/ha以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5m/ha以上

注1:「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注2:「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3:「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

(2)の「効率的な森林施業を推進するための路網整備の水準及び作業システムの考え方」を踏まえ、地形・地質の面から十分な検討を行い、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業が可能となるよう区域を設定すること。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格、構造の路網整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、愛知県林業専用道作設指針（平成23年4月1日23森保第207号愛知県農林水産部長通知）、愛知県森林作業道作設指針（平成23年4月1日23森保第294号愛知県農林水産部長通知）等に基づき開設するものとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出にあたっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に地形、地質、土質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう配慮するものとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

当計画区には計画すべき森林はない。

(6) その他必要な事項

特になし。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者の意向、森林組合等林業経営体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報共有と活用を図ることにより、森林施業の受委託の一層の推進を図る。その際、森林施業の受委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等林業経営体による提案型施業の普及・定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について、森林組合等林業経営体による森林の保有・経営の円滑化に努める。特に不在村森林所有者には、相談会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。

森林施業の共同化に関しては、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業経営体の体質強化

森林組合等林業経営体を育成するため、森林施業の受委託等により地域が一体となって事業量の安定的確保に努めるとともに、雇用の安定化、経営の合理化、多角化、事業の協同化、ICTを活用した生産管理手法の導入などを通じて、経営基盤の強化を長期的展望のもとに推進することにより、経営感覚に優れた林業経営体の育成を図る。

イ 林業従事者の養成・確保

新規参入の促進を図るとともに、雇用管理体制の整備、通年雇用体制の確立、社会保険制度への加入等就労条件の改善、高性能林業機械の導入等による労働強度の軽減を図ることなどにより、雇用の長期化・安定化を進める。

また、林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保、女性等の活躍・定着に努める。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

生産性の向上、生産コストの削減、林業労働環境の改善を図るため、公益財団法人愛知県林業振興基金と連携して、高性能林業機械の導入など機械化を進める。

機械の利用にあたり、環境負荷低減に配慮しつつ、傾斜や搬出距離等の現地の条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の育成を行い、高性能林業機械による生産効率の向上に努める。

また、本格的な利用期を迎えた森林資源を持続的に活用していくための循環型林業に対応するため、主伐と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を推進する。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産木材の安定的な供給を図るため、三河材流通加工センター（ホルツ三河）を有効に活用するとともに、森林所有者、森林組合等林業経営体、木材流通業者、木材加工業者、工務店等需要者の相互の情報交換や連携の強化などにより、素材生産の促進や流通・加工の合理化の体制整備を推進する。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

また、乾燥材など品質・性能が明確で需要者のニーズに即した木材製品や付加価値の高い製品の供給を促進するため、施設の整備や技術の開発等を推進する。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業、木材産業の成長産業化による就業機会の創出や林業に従事する者の生活環境を改善するため、集落林道、用排水施設、集落広場、保健機能増進施設等の整備に努め、山村における定住を促進する。

都市住民との交流を通して、山村及び森林林業への理解を深めるため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用を推進する。

林家の後継者については、その林業経営意欲を向上させるため、林業研究グループ等の組織の育成、また林業研修や林業普及組織による指導を一層強化する。

自伐林家をはじめ、NPO やボランティア団体等の多様な主体による森林資源の活用等を推進するための条件整備を進める。

また、計画的な森林管理に結びつく、あいち認証材等の県産木材の利用促進を図る。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林は、次のとおり定める。

単位：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
設楽町	水源涵（かん） 養機能又は山地 災害防止機能の いずれかの機能 が高い森林とし て定めた区域と する。	19,210	1 皆伐するときは、1箇所当たり5 ha以上の大規模なものを避ける。	設楽 地区総数 44,868
東栄町		11,207		
豊根村		14,451		
新城市		39,256		
豊橋市		1,023	2 土修羅、地びきによる搬出を避ける。	東三河 地区総数 7,839
豊川市		2,920		
蒲郡市		807		
田原市		3,090		
総 数		91,963		

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

当計画区には、計画すべき森林はない。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用の調整を図り、安全でうるおいのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避ける。

また、土石の切取、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うとともに、土地形質の変更の態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、洪水調節池や排水施設の設置及び環境の保全のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずる。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置、許可が必要とされる面積規模の引下げなど開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地にお

いては、適正な制度運用を行うものとする。

(4) その他必要な事項

特になし。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵（かん）養、災害の防備等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、指定目的に即して保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保するものとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵（かん）養、土砂の流出の防備等の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の維持に必要な事業を行う必要があると認められるときに指定するものとする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、流域治水の取組との連携を図り、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難態勢の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の事前防災・減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずることとする。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化等を行うなど生物多様性の保全に努めるものとする。

また、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

当計画区には、特定保安林内の区域内に計画すべき要整備森林はない。

(5) その他必要な事項

特になし。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法は、以下に定める方針を踏まえて、市町村森林整備計画において定めるものとする。

ア 区域の設定の基準

区域の設定については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、特に、以下の点に留意して定めるものとする。

対象とする鳥獣はニホンジカ（以下、「シカ」という。）とし、区域の設定は林班を単位とする。シカによる森林被害の状況を全国共通のデータとして把握できる「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を基に定めるものとする。

また、必要に応じて鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき知事が策定する「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」、「大学や研究機関等の論文等」、「地方公共団体や森林管理局等が所有する調査データ」及び「森林組合や地域住民からの情報」その他のシカによる森林被害又は生息に関する情報等により補完し、シカによる食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、シカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林について考慮することとする。

なお、対象とする森林は人工林を基本とする。ただし、天然更新を目的とする場合において、被害対策を実施しなければ適確な更新に支障が生じるおそれがある場合には、天然林も含めて区域を定めることができるものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

伐採後の適確な更新及び植栽木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、森林所有者等の巡視等による現地の被害状況の確認のほか、防護柵やチューブ、筒状ネット、忌避剤等、植栽木の保護措置を実施するものとし、防護柵等については、新設・既設を問わず維持管理・改良等を適切に行いながら被害防止効果の発揮に努めることとする。

ただし、わな捕獲や銃器による捕獲等、効果的な個体群管理の対策が実施できる場合においては、植栽木の保護措置に代えることができるものとする。

シカによる森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、関係行政機関、森林組合等林業事業体及び森林所有者等と連携した対策を推進することとする。

(2) その他必要な事項

シカの被害対策等の実施状況を確認するため、各種会議の場等を通じて情報を収集するとともに、必要に応じて現地調査や関係行政機関、森林組合等林業経営体及び森林所有者等から報告を求めること等により、実施状況の把握に努

めることとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害については、その早期発見及び早期駆除に努め、かつ、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

特に、松くい虫の防除については、森林病虫害等防除法に基づき、特別防除、地上散布、樹幹注入、特別伐倒駆除（破砕又は焼却）等の対策により、拡大防止及び防除に努める。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについても、被害木の伐倒くん蒸、焼却や薬剤処理等により、被害の拡大防止及び防除に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、関係行政機関、森林組合等林業経営体及び森林所有者等が協力し、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進することとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防のため、森林保全推進員等による森林の巡視を充実する。

森林の利活用の多様化に伴い、人の入り込みの増加等により森林火災の発生が懸念されるので、防火思想の啓発、防火施設の整備等防火対策に十分配慮する。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

(4) その他必要な事項

立木の伐採・更新に際しては、林地の保全・気象災害の予防等のため、地形・過去の災害等の状況を勘案して、必要に応じて保残木施業の実施や保護樹林帯等を設置するものとする。

また、風害や雪害の発生の恐れのある地域については、過度の間伐等を行わないよう配慮するものとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域の基準

優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、多くの地域住民が森林レクリエーションの場として活用でき、入込み数の増大が見込まれる地域で、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定するものとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮して適切な施業を行う。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて各種の施設を適切に整備することによって、森林の保健機能の増進が適切に図られるよう努める。

また、森林保健施設の建築物の高さは、景観との調和等に配慮し、対象森林を構成する立木の期待平均樹高未満とする。

ウ その他必要な事項

特になし。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、別表1のとおり計画する。

2 間伐面積

間伐面積については、別表2のとおり計画する。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表3のとおり計画する。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設又は拡張すべき林道の計画量については次のとおりであり、路線別には別表4のとおり計画する。

単位 延長：km

区分	開設				拡張				
	新設		改築		改良		舗装		
	路線	延長	路線	延長	路線	箇所	路線	延長	
総数	37	78.8	7	6.6	208	1,274	119	196.2	
設楽地区	総数	14	25.6	—	—	97	622	46	70.3
	設楽町	9	11.2	—	—	62	325	38	50.1
	東栄町	2	7.7	—	—	23	114	7	11.5
	豊根村	3	6.7	—	—	12	183	1	8.7
新城地区	総数	16	39.6	7	6.6	96	556	64	113.8
	新城市	16	39.6	7	6.6	96	556	64	113.8
東三河地区	総数	7	13.6	—	—	15	96	9	12.1
	豊橋市	—	—	—	—	1	1	—	—
	豊川市	4	10.6	—	—	6	24	6	9.3
	蒲郡市	3	3.0	—	—	8	71	3	2.8

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別面積等は別表5のとおり計画する。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

当計画区においては、該当する森林がないが、保安施設事業の実施上の必要に応じて保安施設地区を指定する。

(3) 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業については、別表6のとおり計画する。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

当計画区には、計画すべき要整備森林はない。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表7のとおり定める。

2 その他必要な事項

特になし。

別表1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	3,643	3,627	16	1,808	1,792	16	1,835	1,835	
うち前半5年分	1,690	1,681	9	689	680	9	1,001	1,001	

別表2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	19,800
うち前半5年分	10,800

別表3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	4,355	120
うち前半5年分	1,652	70

別表4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 開設(新設)自動車道

単位 延長: km, 面積: ha

市町村名	区分	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
東三河森林計画区総数			78.8	5,019		37路線
設楽地区総数			25.6	2,508		14路線
設楽町	総数		11.2	1,166		9路線
		笹頭山	0.8	93	○	
		白樺支	0.2	31	○	
	指定林道	中口尤	3.0	287	○	
		南岳	2.6	54	○	
		大崎	2.0	41	○	
		的場	0.8	12	○	
		鬼沢	0.4	20	○	
		南岳支	0.4	25	○	
	境川	1.0	603	○		
東栄町	総数		7.7	297		2路線
	指定林道	西菌目御園	4.2	212	○	
		峯山	3.5	85	○	
豊根村	総数		6.7	1,045		3路線
	指定林道	望月峠	1.4	307	○	
	指定林道	手澤	4.5	670	○	
		牧野上黒川支線3号	0.8	68		
新城地区総数			39.6	1,888		16路線
新城市	総数		39.6	1,888		16路線
		大血沢	2.6	113		
		彦坊	3.5	51	○	
		福津	1.7	18	○	
		滝ノ入	0.5	69	○	
		堀田沢	2.6	129	○	
		浅谷	0.6	13		
		宝金沢	2.0	213	○	
		高土	1.5	102	○	
		高野	0.4	50	○	
		登ヶ城	2.0	60	○	
		田代古戸	2.0	56		
	指定林道	上新戸黒淵	10.9	641	○	
	指定林道	和田田代	4.2	229	○	
		上小夫田徳後	0.7	20	○	
		ザット沢	2.0	15		
指定林道	杉平田代	2.4	109	○		

単位 延長：km, 面積：ha

市町村名	区分	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
東三河地区総数			13.6	623		7路線
豊川市	総数		10.6	448		4路線
		上谷下	2.8	171		
		下谷下	3.3	115		
		長山本沢支	0.5	97		
		千両2号	4.0	65		
蒲郡市	総数		3.0	175		3路線
		曲り田支	0.6	42		
		亀山	1.5	56		
		鉢地	0.9	77		

(2) 開設（改築）自動車道

単位 延長：km, 面積：ha

市町村名	区分	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
東三河森林計画区総数			6.6	354		7路線
新城地区総数			6.6	354		7路線
新城市	総数		6.6	354		7路線
		今水	0.4	43		
		川田	0.9	68		
		川田支	0.7	49		
		稲木支	0.9	68		
		長久保	1.0	37		
		上平井	1.9	41		
		作角	0.8	48		

(3) 拡張(改良)自動車道

単位 面積: ha

市町村名	区分	路線名	箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
東三河森林計画区総数			1,274	26,356		208路線
設楽地区総数			622	12,991		97路線
設楽町	総数		325	5,928		62路線
		本洞	12	42		法面保全ほか
		滝の沢	8	157		法面保全ほか
		南岳	1	66		橋梁補修
		境川	24	603	○	法面保全ほか
		段戸208号	12	326		法面保全ほか
		知生	8	51		法面保全ほか
		滝沢	4	27		法面保全ほか
		根道	8	72	○	法面保全ほか
		田内野平	20	267	○	法面保全ほか
		三都橋	8	256	○	法面保全ほか
		平田	4	107		法面保全ほか
		東長沢	28	103	○	法面保全ほか
		根道外	8	62	○	法面保全ほか
		御堂山	8	52	○	法面保全ほか
		梅久後古落目	8	64		法面保全ほか
		笹頭山	8	93	○	法面保全ほか
		石原	8	158		法面保全ほか
		松尾	6	96		法面保全ほか
		向	10	79	○	法面保全ほか
		碁盤石山	10	122	○	法面保全ほか
		大沢中俣	3	250	○	法面保全
		小槇立	5	249		法面保全
		白樺	3	40	○	法面保全ほか
		白樺支	2	31		法面保全
		中山	2	35		法面保全
		鹿ノ子	3	226	○	法面保全
		油戸2号	2	37		法面保全ほか
		寺ノ沢	2	12	○	法面保全
		丸山	5	75		法面保全
		油戸1号	4	13		法面保全ほか
		三七	7	65	○	法面保全ほか
		御器割	5	60	○	法面保全
	林ノ入	3	23		法面保全	
	瀬沢	3	43	○	法面保全	
	東山ノ神	2	105		法面保全	
	檜ヶ入	3	19		法面保全	
	老平	3	34	○	法面保全	
	笹形	2	41		法面保全	
	箱淵	3	62		法面保全	
	瀬沢支	2	57		法面保全	
	向落瀬	2	41		法面保全	
	大入	3	130		法面保全	
	天狗棚折元	5	97	○	法面保全	
	一の又	2	75		法面保全	
	赤沢	2	37		法面保全	
	古落目	2	33		法面保全	

単位 面積：ha

市町村名	区分	路線名	箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
(設楽町)		大野	3	281	○	法面保全
		記念林	1	31		法面保全
		四ツ谷	2	61		法面保全
		コヤンサ	2	54		法面保全
		川宇連	2	53		法面保全
		水呑場	2	34	○	法面保全
		三都橋支	2	三都橋線に含む		法面保全
		上向	1	33		法面保全
		井ノ口	1	61		法面保全
		石ノ津1号	3	46		法面保全
		中俣	2	31		法面保全
		中口尤	10	300	○	法面保全
		大野山	2	43	○	法面保全
		吉田小屋	3	101		法面保全ほか
		沖ノ平	5	43	○	法面保全ほか
	段戸208-1号	1	63	○	路面改良	
東栄町	総 数	114	2,988		23路線	
	節沢	5	73	○	橋梁補修ほか	
	スズガタ	5	238		橋梁補修ほか	
	大稲目	5	99	○	橋梁補修ほか	
	下ッ沢	5	68	○	橋梁補修ほか	
	太和金	3	38		排水施設ほか	
	小尻平	3	55	○	橋梁補修ほか	
	駒久保	3	88	○	排水施設ほか	
	名倉	5	72	○	路面工ほか	
	尾呂沢	1	84	○	橋梁補修ほか	
	反沢	5	105	○	法面保全ほか	
	小田	6	310		法面保全ほか	
	布川	7	108	○	路側整備ほか	
	峯地	10	284	○	法面保全ほか	
	柿平	3	107	○	橋梁補修ほか	
	向山1号	5	95		法面保全ほか	
	下モ山	5	443	○	路側整備ほか	
	稲目平釜沢	5	102	○	法面保全ほか	
	高遠坂洞	3	62	○	路側整備	
	よらき	5	26		法面保全ほか	
	小田沢登	10	292	○	橋梁補修・法面保全ほか	
林業専用道	亀久保	8	99		法面保全ほか	
	滝端	6	98	○	路肩改良ほか	
	戸沢	1	42	○	路肩改良	
豊根村	総 数	183	4,075		12路線	
	間当牧野	10	199	○	路面工	
	望月峠	21	307		法面保全・路面工	
	豊富	67	1,825	○	法面保全ほか	
	手澤	30	670	○	法面保全	
	豊富支線5号	10	71	○	法面保全ほか	
	大沢中俣	3	250	○	法面保全	
	牧野上黒川	7	241	○	路側整備ほか	
	茶臼山	11	231	○	路側整備ほか	
	小田川	10	159	○	法面保全ほか	
	宝地	4	36	○	路面工	
	豊富支線3号	9	2	○	路面工	
	樽下	1	84	○	排水施設改良	

単位 面積：ha

市町村名	区分	路線名	箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
新城地区総数			556	12,408		96路線
新城市	総数		556	12,408		96路線
		玉の木	5	93		路側整備ほか
		雁峰	45	1,620	○	路側整備ほか
		富永	15	41	○	路側整備ほか
		滝堂	7	116		路側整備
		南川	3	50	○	路側整備ほか
		吉祥支	5	39		路側整備
		滝の入	2	45		路側整備
		山の田	2	99		路側整備
		鳥原	2	51		路側整備
		稲木	7	36		路側整備
		上平井	6	41	○	路側整備ほか
		舟着山3号支	5	122		路側整備
		舟着山	5	254	○	路側整備ほか
		舟着大沢	1	11		法面保全
		柿平	5	70		排水施設ほか
		ノッカド	5	30	○	法面保全ほか
		松沢	5	78		排水施設ほか
		羽布下り沢	5	8		法面保全ほか
		平ノ山ヨシノ沢	5	57		排水施設ほか
		南洞	5	93		法面保全ほか
		本宮	5	163		法面保全ほか
		大栗	5	47		法面保全ほか
		立岩	7	115	○	法面保全ほか
		徳衛	10	230	○	路側整備ほか
		徳衛支	5	88		排水施設ほか
		高松田代	10	71	○	法面保全ほか
		小田代	5	38		法面保全ほか
		赤木沢	5	87		排水施設ほか
		長根	5	39		法面保全ほか
		大峯	15	287	○	法面保全ほか
		浦山	10	100		法面保全ほか
		ハマイバ滝ノ入	5	72		法面保全ほか
		子生堂	5	42		法面保全ほか
		東山勘蔵	5	98		法面保全ほか
		向山	5	42	○	排水施設ほか
		神田道瓦	15	300	○	法面保全ほか
		善夫愛郷	5	103	○	法面保全ほか
		登立	3	34		法面保全ほか
		赤羽根鴨ヶ谷	5	43	○	法面保全ほか
		和田田代	5	229		法面保全ほか
		棚山	3	147		路側整備
		棚山本	5	269	○	法面保全ほか
		山中	10	170		法面保全ほか
		大立菌朶ノ入	15	240		排水施設ほか
		源氏向	3	33		排水施設
		井戸入	5	71	○	法面保全ほか
		鉛山	5	128		排水施設

単位 面積：ha

市町村名	区分	路線名	箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
(新城市)		大島黒沢	5	449		排水施設ほか
		浦梨沢	5	105		排水施設ほか
		橋平	3	108		排水施設
		引地	3	123		路面工ほか
		大部	1	39		排水施設ほか
		大血沢	3	148		路側整備ほか
		亀淵	10	412		排水施設ほか
		黒淵	5	231		路側整備ほか
		柳立	6	239	○	路面工ほか
		作角	5	48	○	排水施設
		通り久保	3	119		法面保全ほか
		北山	3	51		路側整備
		ハンノ木	3	100		路面工ほか
		大津谷	5	279	○	法面保全
		中島	5	120		排水施設ほか
		合垂石	3	71		排水施設ほか
		長沢	3	25		法面保全
		分垂	3	30		法面保全
		浦沢	3	76		排水施設
		本谷	7	280		排水施設ほか
		下石	2	102		法面保全
		日陰沢	1	31		橋梁補修
		境久保	5	39		法面保全
		東栃沢	4	123	○	路側整備ほか
		大和田	3	60		路面工ほか
		弓張	4	96	○	排水施設ほか
		大陰峰	3	93		法面保全
		鳳地	3	18	○	路側整備
		高畑	5	186		法面保全ほか
		愛郷本	15	475		排水施設ほか
		常道	5	126		路面工ほか
		上島田	5	53	○	路側整備ほか
		向山	5	118	○	法面保全ほか
		山中支	3	62		法面保全
		大沢大田輪	3	47		路面工ほか
		大島夏明	5	35		法面保全
		向久保六田沢	10	38		法面保全
		宝金沢	5	80		法面保全
		六田沢栃木	10	72		法面保全ほか
		ハノ木桐久保	5	33		路側整備ほか
		与良木田峰	5	107		法面保全ほか
	塩瀬本	10	119	○	路側整備ほか	
	松峯	5	53	○	排水施設ほか	
	上新戸黒淵	5	641	○	法面保全ほか	
林業専用道		落ノ沢鳳地	5	50	○	法面保全ほか
		彦坊	5	44	○	法面保全ほか
		赤石	5	36	○	排水施設ほか
		高土	5	101	○	法面保全ほか
		大峰	5	77	○	排水施設ほか

単位 面積：ha

市町村名	区分	路線名	箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
東三河地区総数			96	957		15路線
豊橋市	総 数		1	55		1路線
		水船	1	55		排水改良
豊川市	総 数		24	584		6路線
		本宮山	10	166	○	法面保全ほか
		小沢	2	82		法面保全ほか
		牛沢下谷下	1	171	○	法面保全ほか
		観音山	5	81		法面保全ほか
		小路	5	51		法面保全ほか
		千両財賀	1	33		法面保全ほか
蒲郡市	総 数		71	318		8路線
		曲り田支	27	42		法面保全ほか
		白龍	20	55		排水施設ほか
		五井山	10	10		排水施設ほか
		山林	10	30		排水施設ほか
		向郷	1	51		法面保全ほか
		犬口	1	36		法面保全
		原山	1	40	○	路側整備
		深山	1	54	○	路側整備

(4) 拡張（舗装）自動車道

単位 延長：km, 面積：ha

市町村名	区分	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
東三河森林計画区総数			196.2	11,548		119路線
設楽地区総数			70.3	4,187		46路線
設楽町	総数		50.1	2,724		38路線
		本洞	0.4	42		
		南岳	2.6	66		
		境川	3.8	603	○	
		知生	1.4	51		
		根道	2.4	72	○	
		三都橋	4.3	256	○	
		梅久後古落目	1.3	64		
		笹頭山	1.7	93		
		石原	2.9	158		
		碁盤石山	3.2	122	○	
		白樺	1.4	40	○	
		白樺支	0.4	31		
		油戸2号	0.1	37		
		寺ノ沢	0.1	12	○	
		油戸1号	0.5	13		
		三七	2.6	65	○	
		御器割	2.5	60		
		林ノ入	0.6	23		
		瀬沢	0.6	43	○	
		檜ヶ入	0.3	19		
		老平	0.6	34	○	
		笹形	0.7	41		
		瀬沢支	0.4	57		
		向落瀬	1.0	41		
		天狗棚折元	2.1	97	○	
		古落目	0.4	33		
		段戸208号支	2.4	47		
		吉田小屋	0.8	101		
		横萩	0.6	122		
		庄ノ津	0.6	34		
	印地	1.0	66			
	大崎	2.0	41			
	鬼沢	0.4	20			
	南岳支	0.4	25			
	的場	0.8	12			
	松坂	1.3	20			
	沖ノ平	1.4	43	○		
	藤楨	0.1	20	○		
東栄町	総数		11.5	1,156		7路線
		大稲目	1.6	99		
		下ッ沢	1.1	68	○	
		反沢	0.5	105	○	
		下モ山	1.0	443	○	
		よらき	0.2	26	○	

単位 延長：km, 面積：ha

市町村名	区分	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
(東栄町)		小田沢登	3.6	292	○	
		下田	3.5	123		
豊根村	総 数		8.7	307		1路線
		望月峠	8.7	307		
新城地区総数			113.8	6,756		64路線
新城市	総 数		113.8	6,756		64路線
		中宇利	1.5	42		
		南川支	3.9	107		
		今水	0.5	43		
		滝堂	3.0	116		
		長久保	0.5	37	○	
		上平井	0.4	41		
		舟着山	0.9	254	○	
		松沢	1.0	78		
		平ノ山ヨシノ沢	0.2	57		
		南洞	2.9	93		
		大栗	1.8	47		
		徳衛支	1.4	88		
		小田代	1.0	38		
		赤木沢	1.1	87		
		長根	1.8	39		
		大峯	4.2	287	○	
		ハマイバ滝ノ入	0.2	72		
		東山勘蔵	1.0	98		
		向山	0.8	42		
		神田道瓦	5.4	300	○	
		善夫愛郷	0.1	103		
		登立	0.5	34	○	
		庄ノ沢	1.3	55	○	
		赤羽根鴨ヶ谷	0.5	43	○	
		平沢	0.6	16	○	
		和田田代	5.5	229		
		棚山本	2.2	269	○	
		山中	2.9	170	○	
		大立齒朶ノ入	5.2	240		
		源氏向	0.9	33		
	井戸入	0.6	71			
	鉛山	3.1	128			
	大島黒沢	7.9	449			
	引地	2.0	123			
	大部	0.8	39			
	赤石	1.7	36			
	大血沢	0.4	148			
	亀淵	3.2	412			
	黒淵	1.4	231			
	柳立	2.1	239			
	作角	2.2	48	○		
	通り久保	1.7	119			
	北山	1.2	51			
	中島	1.6	120			

単位 延長：km, 面積：ha

市町村名	区分	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
(新城市)		合垂石	1.2	71		
		長沢	0.8	25		
		東栃沢	1.0	123		
		弓張	2.9	96		
		大陰峰	1.2	93		
		石打沢	0.8	69		
		トコロ	0.9	43		
		本久	0.6	45		
		常道	2.0	126		
		寺下	1.0	37		
		大沢大田輪	1.4	47		
		南沢入	2.1	75	○	
		ハンノ木2号	1.7	45		
		向久保六田沢	2.5	38		
		高土	1.9	101		
		ハノ木桐久保	1.1	33		
		高野	1.6	49		
		塩瀬本	0.3	119	○	
	林業専用道	落ノ沢鳳地	3.4	50	○	
		山の田	2.3	99	○	
東三河地区総数			12.1	605		9路線
豊川市	総 数		9.3	523		6路線
		千両	5.0	162		
		本宮山	1.5	166	○	
		明ヶ沢	0.6	26		
		東鞍狭間	0.2	50	○	
		財賀	1.2	31		
		猿音	0.8	88		
蒲郡市	総 数		2.8	82		3路線
		曲り田支	2.1	42		
		五井山	0.5	10		
		山林	0.2	30		

別表5 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数(実面積)	30,657	29,725	
水源涵(かん)養のための保安林	16,101	15,665	
災害防備のための保安林	14,444	13,947	
保健、風致の保存等のための保安林	1,380	1,380	

注)1 水源涵(かん)養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備などの第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

注)2 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

(2) 計画期間内において、保安林の指定を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

種類	流域	森林の所在		面積		指定を必要とする理由	備考
					うち前半5年分		
総数				1,827	894		
水源涵(かん)養のための保安林	総数	流域計		864	428	水源の涵(かん)養のため。	
		矢作川	流域計		6		3
			設楽地区	設楽町	4		2
			新城地区	新城市	2		1
	天竜川	流域計		347	171		
		設楽地区	設楽町	30	15		
			東栄町	139	68		
			豊根村	178	88		
	豊川～矢作川	流域計		511	254		
		設楽地区	設楽町	19	9		
		新城地区	新城市	492	245		
災害防備のための保安林	総数	流域計		963	466	土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備及び潮害・干害の防備のため。	
		矢作川	流域計		35		17
			設楽地区	設楽町	20		10
			新城地区	新城市	15		7
	天竜川	流域計		540	261		
		設楽地区	設楽町	200	97		
			東栄町	170	82		
			豊根村	170	82		
	豊川～矢作川	流域計		386	187		
		設楽地区	設楽町	81	39		
		新城地区	新城市	265	129		
		東三河地区	豊橋市	15	7		
			豊川市	20	10		
			蒲郡市	5	2		
渥美地区	流域計		2	1			
	東三河地区	田原市	2	1			

注) (1)に同じ。

(3) 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵(かん)養のための保安林	—	—	—	—	—
災害防備のための保安林	—	—	956	956	956
保健、風致の保存等のための保安林	—	—	36	36	36

注) (1)の注)1に同じ。

別表6 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在	治山事業施行地区数		主な工種	備考
		うち前半5年分		
総数	226	113		
設楽地区	148	74		
設楽町	45	22	溪間工、山腹工、本数調整伐	
東栄町	33	17	溪間工、山腹工、本数調整伐	
豊根村	70	35	溪間工、山腹工、本数調整伐	
新城地区	61	30		
新城市	61	30	溪間工、山腹工、本数調整伐	
東三河地区	17	9		
豊橋市	3	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
豊川市	6	3	溪間工、山腹工、本数調整伐	
蒲郡市	2	1	溪間工、山腹工	
田原市	6	3	山腹工、改植工	

注) 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分された森林の区域を単位としてとりまとめた上、計上したものである。

別表7 保安林その他制限林の施業方法

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については次の各表のとおりであるが、記載した面積は森林簿の集計値であり、各法令に基づく実指定面積とは異なる。ただし、保安林は、指定面積である。

(1) 保安林

施業方法は、各保安林の指定施業要件によること。

ア 水源かん養保安林

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
設楽町	1004, 1006, 1009～1012, 1023～1025, 1033, 1036, 1039～1045, 1047, 1053, 1059, 1074～1079, 1085, 1086, 1088, 1089, 1095, 1100, 1105, 1106～1108, 1121, 1137～1139, 1155～1158, 1163～1165, 1167, 1169～1173, 1175～1177, 1182～1191, 1193～1196, 1198～1200, 1208, 1210, 1211, 1216, 1218, 2001, 2003, 2009, 2010～2012, 2018, 2019, 2021, 2030～2032, 2034, 2036, 2048, 2055, 2057, 2058	7, 785
東栄町	1～4, 8～12, 14, 16, 27, 33, 38, 44, 46, 50, 63, 66～68, 72～77, 79, 83～88, 97, 100, 103, 104, 106～110, 114, 117～124, 126, 127, 129, 130, 134, 136, 138, 139, 145, 147, 152, 157, 158, 161～168, 170～173	2, 505
豊根村	1002, 1010, 1011, 1017, 1019～1021, 1027～1029, 1036, 1039～1042, 1044, 1045, 1047～1068, 1071～1078, 1080, 1092, 1093, 1096～1099, 1107, 1111～1119, 1122, 1123, 1125～1127, 1147～1149, 1151, 1153, 1156, 1157, 1159, 1160, 1163, 1170, 1171, 1178, 1180～1182, 1192～1198, 2003, 2006, 2008, 2010～2019, 2024～2026, 2028, 2029, 2031	3, 893
新城市	1011, 1012, 1023～1025, 1027～1029, 1042, 1047～1049, 1051, 1066～1069, 1077, 1079～1083, 1088～1090, 1092, 1094, 1098, 1102, 1105, 1107, 1109, 1111, 2001～2003, 2008, 2009, 2012, 2023～2025, 2029, 2031, 2035～2038, 2043, 2045～2049, 2054～2059, 2061～2069, 2075, 2076, 2082, 2083, 2086, 2109, 2111, 2118, 2119, 2122～2124, 2126, 2148, 2173, 2180～2183, 2186, 2188, 2192～2194, 2196～2198, 2200, 2202, 2203, 2205, 2210, 2211, 2219, 2221, 2222, 2235～2246, 2249, 2250, 2255, 2266～2269, 2271, 2278, 2279, 2286～2288, 2300, 2301, 2303, 2308～2311, 2313～2315, 2319, 2320, 2322～2325, 2332～2344, 2347, 2348, 2350, 3027, 3036, 3039, 3061, 3073, 3075, 3077, 3104～3107, 3111, 3113, 3122, 3136～3138, 3146, 3148, 3150～3156, 3178	5, 627
総 数		19, 810

イ 土砂流出防備保安林

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
設楽町	1001, 1004～1006, 1009, 1012, 1013, 1018～1023, 1026, 1027, 1029, 1031, 1033～1042, 1044, 1046～1052, 1054～1056, 1060～1070, 1072～1075, 1079～1083, 1085, 1086, 1088～1092, 1094, 1096～1102, 1104, 1106～1120, 1123～1125, 1127, 1129～1131, 1132, 1134, 1135, 1137, 1139～1141, 1146～1156, 1158～1164, 1179, 1180, 1187, 1194, 1200～1208, 1217, 1218, 2002～2029, 2031～2044, 2046～2057, 2059	3, 608
東栄町	1～3, 5～8, 19～23, 25, 26, 28, 29～34, 37, 39～48, 51～54, 57～60, 62, 65～79, 81～85, 89～92, 94～99, 101～106, 108, 110, 111, 114～117, 121, 124, 125, 127～133, 135～137, 139～141, 143, 144, 146, 148, 150, 152～154, 156, 157, 160, 161, 163, 172	1, 995
豊根村	1005～1007, 1009, 1010, 1012～1018, 1020～1027, 1029～1044, 1046～1049, 1052, 1056, 1057, 1059, 1060, 1062, 1064, 1065, 1067, 1069～1071, 1073, 1080, 1083, 1084, 1086～1089, 1091, 1092, 1094～1096, 1098, 1100, 1102, 1103, 1105～1109, 1112, 1115～1121, 1127～1129, 1132, 1134, 1150～1152, 1155～1158, 1161～1163, 1165～1167, 1178, 1191, 2001, 2003, 2004, 2006～2008, 2011, 2015, 2018～2020, 2022, 2024, 2026, 2027, 2030, 2032	1, 929
新城市	1002, 1006, 1007～1009, 1011～1022, 1030, 1031, 1033, 1037～1039, 1043～1045, 1052, 1057, 1066～1068, 1070, 1077, 1079～1086, 1088～1090, 1092, 1093, 1095～1108, 1110～1114, 1118～1125, 2002～2006,	4, 892

	2008, 2009~2011~2024, 2027, 2028, 2032~2045, 2050~2054, 2056, 2060, 2063~2065, 2067~2075, 2079~2081, 2083~2085, 2087, 2090, 2093~2095, 2098~2100, 2108~2110, 2112, 2114, 2117, 2120, 2121, 2123~2125, 2129, 2133, 2134, 2138~2140, 2144, 2145, 2149, 2150~2152, 2154, 2160, 2162, 2165, 2166, 2168, 2170, 2174~2177, 2181, 2182, 2184, 2185, 2196, 2199, 2207, 2208, 2213, 2217, 2218, 2220, 2223, 2224, 2226~2234, 2237, 2238, 2241, 2245~2253, 2265~2269, 2275, 2276~2278, 2280, 2281, 2283~2285, 2287, 2290, 2292~2296, 2298~2300, 2302, 2304, 2305, 2307, 2309, 2314, 2316, 2322, 2323, 2327, 2328, 2331, 2333, 2338, 3001, 3003, 3005, 3008, 3012, 3026, 3028, 3029, 3041, 3044, 3048, 3049, 3051, 3053, 3059~3065, 3067~3069, 3071~3080, 3082, 3083, 3085, 3086, 3089, 3092, 3095~3100, 3102~3105, 3109~3111, 3113, 3115, 3116~3118, 3120, 3121, 3123~3137, 3139~3145, 3147~3153, 3155, 3156, 3158~3164, 3169, 3173~3175, 3180	
豊橋市	1, 8, 11, 13, 27, 29, 31, 33, 35~42	1, 392
豊川市	1003, 1007~1014, 1016, 1019, 1023~1026, 1029, 1030, 1033, 1035, 1036, 2008, 2009, 2015, 2016, 2023~2027, 2032~2035, 2037, 3002, 3003, 3006, 3008, 3013~3028, 4003~4006, 4008	803
蒲郡市	5~7, 13~15, 17, 20~25, 27, 31, 34, 35, 38	59
田原市	1001~1005, 1009, 1014, 1015, 1021, 1026, 2001, 2004, 2009, 2010, 3002, 3005, 3008, 3011, 3020, 3022~3024	444
総 数		15, 122

ウ 土砂崩壊防備保安林

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
設楽町	1154, 1167, 2021, 2052	6
東栄町	98	2
豊根村	1070, 1167, 2027	3
新城市	2033, 2075, 2110, 2176, 2228, 2331, 3060, 3126, 3128, 3129, 3142, 3150, 3156	17
田原市	1009, 2001, 2004	7
総 数		35

エ 飛砂防備保安林

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
田原市	3017~3019	208
総 数		208

オ 防風保安林

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
田原市	3017~3019	90
総 数		90

カ 潮害防備保安林

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
豊橋市	37～40, 42, 43, 45	13
蒲郡市	34	6
田原市	1001～1005, 1009, 1014, 2001, 2004, 2005, 2008～2010, 3006, 3019～3023, 3026	135
総 数		154

キ 干害防備保安林

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
新城市	2265	39
豊橋市	23	32
田原市	1018, 1019, 2003, 2004	132
総 数		203

ク 魚つき保安林

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
蒲郡市	32, 34	1
総 数		1

ケ 保健保安林

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
設楽町	1117, 1118, 1140, 1167, 1203, 2009～2010, 2059	270
東栄町	88	39
新城市	1030, 1033, 2098, 2111, 2196, 2199, 2333, 2339～2352, 3015	817
豊橋市	21, 29	86
豊川市	1019, 3027～3029	62
蒲郡市	34	19
田原市	1018, 1019, 2003, 2004, 3017, 3018, 3022	217
総 数		1,510

コ 風致保安林

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
豊橋市	12, 20, 24, 27	0
田原市	3019	4
総 数		4

(2) 砂防指定地

施業方法は、砂防指定地内における行為の規制等に関する規則によること。

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
設楽町	1023, 1024, 1033, 1034, 1037, 1041, 1043, 1044, 1046, 1050, 1051, 1055, 1056, 1077, 1078, 1081, 1090~1092, 1094, 1097, 1121, 1137~1139, 1151, 1154, 1157, 1159, 1208, 2007, 2008, 2012, 2014, 2015, 2018~2023, 2026, 2030, 2032, 2045	1, 130. 70
東栄町	17, 19, 21, 22, 36, 37, 52~55, 68, 69, 73, 74, 77, 82~86, 89, 90, 100, 107~109, 111, 113, 114, 118~124, 137, 141, 146, 150, 152, 159, 170	1, 072. 45
豊根村	1010, 1011, 1014, 1034, 1037, 1038, 1040, 1045, 1048, 1049, 1052, 1053, 1055, 1056, 1065, 1109, 1113, 1114, 1123, 1156, 1182~1184, 2002, 2003, 2009, 2011, 2019, 2022, 2023, 2026, 2027, 2031	641. 51
新城市	1042, 1043, 1050, 1051, 1066, 1068, 1070, 1074, 2047, 2071, 2085, 2088, 2101, 2113, 2114, 2118, 2176, 2177, 2213, 2217, 2226, 2252, 2286~2289, 2291, 2295, 2298, 2321, 2323~2325, 3004, 3005, 3050, 3052, 3053, 3057, 3058, 3061, 3064, 3073~3075, 3077, 3115~3117, 3130, 3131	920. 98
豊橋市	14, 16, 22, 26, 42, 44, 45	83. 74
豊川市	1019, 1020, 1030~1032, 2015, 2017~2020, 2030, 2031, 2037, 2038, 2040, 2042, 2043, 3001~3012, 3017~3019, 4005~4007	1, 264. 11
蒲郡市	10, 11, 20, 21, 23, 27~31	413. 73
田原市	2004, 2006, 2007, 2010, 3002, 3004, 3007	24. 60
総 数		5, 551. 82

(3) 国定公園

施業方法は、自然公園法によること。

ア 特別保護地区

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
新城市	2101, 2208, 2210, 2262	97. 81
蒲郡市	32	1. 45
田原市	3019	3. 76
総 数		103. 02

イ 第1種特別地域

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
設楽町	1140, 1203	10. 91
豊根村	1055	8. 04
新城市	2260, 2296, 2333, 3081	15. 96
豊川市	3029	3. 75
蒲郡市	34	0. 33
田原市	2010	0. 25
総 数		39. 24

ウ 第2種特別地域

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
設楽町	1015～1021, 1035, 1036, 1039, 1070～1074, 1079～1082, 1120, 1121, 1136～1140, 1142, 1149～1152, 1154, 1185～1189, 1202～1205, 2004, 2006～2025, 2059	1,798.98
東栄町	9～16, 23～28, 30, 31, 56～62, 93, 114, 115	580.53
豊根村	1055～1066, 1115, 1140～1149, 1169, 1187, 1189～1198	1,228.56
新城市	1067, 1106, 1111～1113, 2016, 2086, 2087, 2094, 2095, 2097～2102, 2110, 2112, 2114～2118, 2120～2124, 2126, 2127, 2132～2134, 2140, 2144, 2148～2150, 2154～2157, 2160, 2161, 2164～2166, 2187～2211, 2251, 2259, 3034, 3039, 3040, 3046, 3059～3062, 3071, 3079～3082	2,474.49
豊橋市	38～42	175.10
豊川市	4001	26.28
蒲郡市	1, 2, 32, 34～37	161.19
田原市	1001～1005, 1009, 1015～1017, 1023～1025, 1028, 1029, 2001, 2004, 2005, 2008～2010, 3001, 3002, 3006, 3017～3023, 3026	792.23
総 数		7,237.36

エ 第3種特別地域

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
設楽町	1001～1008, 1013～1015, 1017～1019, 1021～1024, 1026, 1034～1036, 1039, 1050～1064, 1066～1070, 1075, 1093～1099, 1101, 1113, 1114, 1116, 1120～1124, 1126, 1127, 1130～1133, 1136～1139, 1141～1155, 1160, 1166, 1171～1173, 1178, 1179, 1185～1189, 1202～1205, 1207～1211, 1213, 1216, 2004～2007, 2018, 2019, 2021	4,071.76
東栄町	10～12, 25, 26, 57, 58, 87, 93, 113	408.81
豊根村	1058, 1143～1150, 1169, 1170, 1173, 1174, 1177～1184, 1186～1189, 2001～2006, 2021～2023, 2026, 2027, 2029～2032	1,905.46
新城市	2015～2018, 2025, 2088, 2089, 2091～2094, 2101, 2103～2106, 2109～2114, 2118, 2119, 2122, 2133, 2155, 2156, 2246, 2248, 2249, 2251, 2252, 2254～2257, 2259, 2260, 2262, 2268, 2273～2276, 2278～2280, 2333, 2334, 2339～2364, 3011, 3018～3025, 3033, 3034, 3037～3042, 3045, 3046, 3049～3051, 3062, 3069～3071, 3081	3,499.04
豊川市	3007～3010, 3027～3029, 4004～4008	545.96
蒲郡市	4～6, 10, 11, 13～31, 33, 35～37	1,016.15
田原市	1014, 1016～1026, 1029～1032, 2010, 3005, 3007～3009, 3014, 3018, 3021, 3025, 3026	1,936.29
総 数		13,383.47

- (4) 県立自然公園
 施業方法は、愛知県立自然公園条例によること。

ア 第1種特別地域

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
新城市	2324	12.24
豊橋市	13～15, 21	40.38
総 数		52.62

イ 第2種特別地域

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
新城市	1003, 1023, 1024, 1026, 1029～1031, 1033, 1061, 1074, 1116, 1118, 1125, 1126	224.77
豊橋市	26, 29	89.82
総 数		314.59

ウ 第3種特別地域

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
東栄町	82, 85, 86, 88～90	168.97
新城市	1023～1026, 1028～1033, 1042～1045, 1047～1051, 1059～1061, 1066～1070, 1077, 1079～1083, 1085, 1089～1094, 1097～1101, 1104, 1108～1111, 1115, 1116, 1118, 2001～2004, 2006, 2007, 2033～2035, 2039, 2040, 2052～2054, 2056, 2064, 2067～2070, 2072～2076, 2082, 2085～2088, 2134, 2135, 2139, 2140, 2323～2325, 3003～3006, 3008～3015, 3019, 3106～3109, 3114～3117, 3135～3143, 3145～3159, 3161～3171, 3176～3181	5,141.10
豊橋市	6～17, 21, 22, 25, 26	777.31
豊川市	1019, 2016, 2019～2029, 2032～2040	822.63
総 数		6,910.01

- (5) 愛知県自然環境保全地域
 施業方法は、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例によること。

特別地区

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
設楽町	2042, 2043	5.71
豊根村	1049, 2014	18.29
総 数		24.00

(6) 鳥獣保護区

施業方法は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律によること。
特別保護地区

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
新城市	2341~2343, 2347, 2348, 2350, 2351	160.70
総 数		160.70

(7) 風致地区

施業方法は、都市計画法によること。

森林の所在		面積(ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
豊橋市	24, 25, 27, 28	117.10
総 数		117.10

(8) 史跡名勝天然記念物

施業方法は、文化財保護法によること。

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
設楽町	1140, 1203, 2018, 2030, 2053	11.88
東栄町	71, 153	2.53
豊根村	1057	0.22
新城市	1040, 1044, 1065, 2101, 2133, 2207, 2208, 2210, 2211, 2324, 2333, 3081	159.43
豊橋市	15, 21	7.67
蒲郡市	32	4.74
田原市	3008, 3019, 3024	3.93
総 数		190.40

(9) 急傾斜地崩壊危険地区

施業方法は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律によること。

森林の所在		面積 (ha)
市町村	区域 (指定森林を含む林班)	
設楽町	1033, 1056, 1080, 1089, 1097, 1098, 1101, 1115, 1118, 1119, 1132, 1144, 1159, 2031, 2044	6.35
東栄町	92, 94	18.65
豊根村	1014, 1032, 1044, 1062, 1070, 1078, 1083, 1084, 1150	9.10
新城市	1073, 1074, 1082, 1088, 1102, 1126, 2021, 2035, 2038, 2039, 2296, 3028, 3053, 3062, 3103, 3113, 3125, 3140, 3156	20.18
豊橋市	43, 44	0.87
豊川市	1001, 1039, 2018, 2031, 2040, 2042, 3022, 3023, 3025, 4001	4.27
蒲郡市	34	0.29
田原市	1017, 1018, 1024, 1025, 2009, 3020	3.63
総 数		63.34

別表 8

(1) 持続的伐採可能量

第 1 表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千 m^3

主伐（皆伐）上限量の目安
561

第 2 表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：% 材積：千 m^3

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	561	223	783
90	505		727
80	449		671
70	393		615
60	336		559
50	280		503
40	224		447
30	168		391
20	112		335
10	56		279

- 注 1 持続的伐採可能量は附録第10号により算出する。
 2 間伐立木材積は地域森林計画Ⅱの第6の1に定める計画量を記載する。
 3 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でないことに注意。
 4 国有林森林計画にあっては記載を要しない。